

『平家物語』の構想

永 積 安 明 著

岩 波 書 店

『平家物語』の構想

一九八九年五月二三日 第一刷発行 ©

定価三〇〇〇円

(本体二九一三円)

著者 永^{なが}積^{つみ}安^{やす}明^{あき}

発行者 緑川 亨

発行所 〒101 東京都千代田区一ツ橋二五五
株式会社 岩波書店

電話 〇三二六五二四二
振替 東京六二六三四〇

印刷・精興社 製本・牧製本

落丁本・乱丁本はお取替いたします

Printed in Japan
ISBN 4-00-002040-4

目

次

I 『平家物語』における文覚像……………一

——叛逆者の造型——

- 一 『平家物語』の人物像(一) 二 僧文覚の登場(二) 三 歴史的人物文覚と「神護寺旧記」(五) 四 文覚の行動とその思想的根拠(七) 五 同時代の諸記録に見られる文覚像(三) 六 「高雄山中興記」の語る文覚像(二五) 七 『平家物語』諸本の虚構(一八) 八 延慶本『平家物語』の文覚像(二三) 九 後鳥羽院に対する文覚の怨念(二五) 一〇 『平家物語』の語る謀叛人群像(二九) 一一 文覚の強烈な叛逆精神(三七) 一二 軍記文学の伝統と文覚像の造型(三九)

II 『平家物語』の構想……………四五

- 一 『平家物語』の源流(四五) 二 『平家物語』の成立(四九) 三 『平家物語』の構想(五七)

III 「諸行無常」……………七

——『平家物語』の思想——

- 一 『平家物語』の序章(六七) 二 無常の確認(七五)

IV 『平家物語』の世界……………八

- 一 『平家物語』と『源氏物語』(八)
- 二 『平家物語』における構想の独自性(八五)
- 三 『平家物語』享受者の世界(八九)
- 四 『平家物語』の実録性・記録性(九四)
- 五 『平家物語』の説話性と叙事詩的関連(九六)
- 六 琵琶法師の語り(一〇四)
- 七 『平家物語』の作者像(一〇六)
- 八 『平家物語』の思想性(一二三)
- 九 「都落」諸段の表現(一二〇)
- 一〇 「諸行無常」「盛者必衰」の確認(一二六)

V 高木市之助の『平家物語』論……………一三

VI 土居光知の平曲論……………一四

VII 西尾実の中世文学論と『平家物語』……………一五

- 一 世阿弥の能芸論との出会い(一五)
- 二 『日本文芸史』における中世的なもの(二六)
- 三 時代様式の形成について(二六)
- 四 「有即無」「無即有」の美意識(二七)
- 五 『平家物語』における名馬の論(二七)
- 六 西尾実の『平家物語』観に対する高木市之助の論(二七)

VIII 『将門記』成立論……………一八三

- 一 『将門記』研究の現状(二八)
- 二 山中武雄の『将門記』論(二八)
- 三 『将門記』の本文と将門の書状(二八)
- 四 『将門記』と『貞信公記』(二九)
- 五 山中武雄の『将門記』論に対する批判(二九)
- 六 美文・駢儷体の本文と実用・記録形式の書状(二九)
- 七 『将門記』の構想(三三)
- 八 『将門記』の成立時点について(三六)
- 九 『将門記』の奥書についての諸説(三〇)
- 一〇 「天慶三年六月中記文」の識語(三六)
- 一一 『将門記』の作者論(三八)
- 一二 『将門記』表現のリアリティ(三三)
- 一三 『将門記』在京作者説の弱点(三四)
- 一四 『将門記』作者の強烈なモチーフ(三七)

IX 『平治物語絵巻』の詞章……………二四五

——絵詞の構想——

- 一 『平治物語絵巻』成立の前提(四五)
- 二 『平治物語』の本文批判(四五)
- 三 『平治物語絵巻』の詞章と『平治物語』の本文(二六)
- 四 『平治物語絵巻』における詞章表現の独自性(二七)

X 和漢混淆文の成立……………二八五

——『方丈記』と『平家物語』——

はじめに(二八五)	一 変体漢文の展開(二八六)	二 一連の公卿日記
(二八七)	三 漢文訓読体と和文体の流れ(二九二)	四 いわゆる歴史物語
の文体(二九三)	五 『金光明最勝王經古点』と『東大寺諷誦文稿』(二九七)	
六 法座の聞書・草案集等(三〇〇)	七 『今昔物語集』の文体(三〇二)	
八 飛躍的な文体の展開(三〇七)	九 『将門記』の文体(三〇九)	一〇 『平
家物語』諸本の形成と和漢混淆文の成熟(三三)		

『平家物語』関係執筆論文目録	三九
あとがき	三五

I 『平家物語』における文覚像

——叛逆者の造型——

一 『平家物語』の人物像

『平家物語』の人物像といえは、まず第一に平清盛ということになるだろう。数多い現存のあらゆる『平家物語』諸本に見られるとおり、物語はいずれも「祇園精舎」の段の序章から語り出されているが、その中心人物として、まず舞台に引き出されるのが平清盛であることは周知のとおりである。『平家物語』の原態本は、巻第一に清盛を登場させ巻第六の彼が死去するところまでの、つまり「治承物語」と呼ばれたこの書の古称にふさわしい、平清盛を中心とする物語であつただろうと推定する学説もある⁽¹⁾くらいで、清盛が他のあらゆる登場人物との比較を超えて重要な、『平家物語』のいわば第一主人公ともいうべき地位を占める人物であることに異存はあるまい。その清盛につづく重要人物としての木曾義仲にしろ源義経にしろ、たとえば義仲は清盛の死後、現行の諸本で巻第七に登場し、平家一門を都から追い落すまでの間、舞台を占領するが、巻第九

の「木曾最期」の段では早くも義経に取って代られるし、また義経も義仲のあとを引き受けて平家追討の先頭に立ちはしても、二人とも物語全体の構想を左右する人物とはいえない。そのほかの重要人物たとえば後白河法皇にしろ源頼朝にしろ、それぞれ物語の展開に背後から無視できない大きな力を及ぼしてはいるものの、人物像そのものとしては必ずしも十分に展開されてはいない。その他の人物も、それぞれ物語の中で独自の役割を担って登場し退場してはいるが、平清盛のように物語全体の構想に決定的な力を及ぼす人物ではない。ところがこれから採り上げようとする人物、僧文覚は他の人物に見られない独自の登場のしかたを示すとともに、物語の構想にとっても決定的な影響を与える人物として構想されている。

二 僧文覚の登場

まず文覚は、清盛がまだ権力を握っていたころはじめて物語の舞台に登場、以下、巻第五の冒頭から、

一 兵衛佐頼朝^ノ発謀^ヲ叛^ル由^ニ来^ル事^ニ

二 文学^ガ道念之由緒事

三 異朝東婦^ノ節女事

四 文学院御所^ニ事合事

五 文学伊豆国へ被_レ配流_二事

六 文学熊野那智_ノ滝被_レ打事

七 文学兵衛佐相奉ル事

八 文学京上_{シテ}院宣申賜事

にいたる八段にわたり、いわゆる平家の物語をほとんど中断する形で、まとまった僧文覚の物語を展開し、さて兵衛佐源頼朝に後白河法皇の院宣と称するものを手渡し、彼に平家追討の決意を固めさせると物語の舞台から退場、しばらく姿を見せない。やがて『平家物語』も終局に近い巻第十二にいたると、

十七 六代御前被_二召取_一事

の段に再び登場し、つづいて、

十八 六代御前関東_ノ下給事

十九 六代御前被_レ免給事

廿 六代御前大学寺_ヲハスル事

廿一 斎藤五長谷寺_ヲ尋行事

廿三 六代御前高野熊野_ヲ詣給事

等の諸段を通じて、平家嫡々の六代御前の助命に力を尽すことを記し、ここで建礼門院の往生物語に筆を移すが、さらに、

廿六 文学被_二流罪_一事

付文学死去事
隠岐院事

の段に改めて登場し、隠岐国に流されて死去するまでにとどまらず、死後の行動にいたるまでを追跡されているのである。

以上の、文覚をめぐる都合十五段に及ぶ物語は、『平家物語』の中でも、いちおう独立した文覚物語を形成しているが、それと同時に、平清盛が権力を握っている時代には、その敵対人物である源頼朝に荷担して彼を反平家の軍事行動に決起させるし、頼朝が平家を滅ぼして権力の座に就いてからは、平家の嫡々として源氏正面の敵たるべき六代御前の生命を頼朝の手から守りぬくという、物語の構想にとっても決定的な時点での転換を機動する、つまり他の人物には見られない独特の役割を果す人物として造型されているのであって、その点でも、平清盛とはまた違った、しかも物語の展開にとってきわめて重要な人物として構想されているといえるだろう。

従来の文覚論によれば、文覚は源平抗争の決定的な時点に登場し、ある時には源氏の決起をうながし、またある時には滅亡寸前の平家を源氏から守りぬく、つまり物語の構成の転換を導く、事件の「仕掛人」であり、構想上の「狂言廻し」の役割を果した「快僧」であり「傑僧」であるなどといわれ、そうした見地から、とりわけ実在の文覚と『平家物語』における虚構の文覚とが比較・検討され、それらの構想を組立てるために取り上げられた、文覚をめぐる伝承なり史実なりについてのさまざまな調査研究が蓄積されてきたし、筆者もまたこれらの有効な論考に導かれ³⁾てきたのであるが、いま、その上にさらに論を立てようとするのは、これまでの通説、いわゆる

物語展開の「仕掛人」なり「狂言廻し」なりの役割を担っているといわれてきた文覚の行動が実現している、『平家物語』構想上の基本的な内実つまり根源的なモチーフは何かということを、改めて追求してみたいと思うからである。

三 歴史的人物文覚と「神護寺旧記」

ところで、『平家物語』に登場する文覚の像を捉えるためには、まず歴史的人物としての僧文覚の行動や思想を点検し、それらと物語の虚構とを対比するのが、さしあたっての有効な手続きと考えられるし、また実在の文覚の行動や思想をその内実にまで立ち入って理解するには、何よりも彼が自ら記した文章が最初の手がかりとなるに相違ない。したがって、ここではまず文覚が自ら記したことの確実な文書、たとえば「文覚四十五箇条起請文」「神護寺旧記」をはじめとする当時の旧記類の文章から見てゆくことにしたい。

この「四十五箇条起請文」は元暦二年（一一八五）正月十九日、文覚自ら起草、権大納言藤原忠親に清書を誂えて完成したものであるが、行文中に後白河法皇の手印を申し請け、これによって起請の主張を権威づけようとしているもので、この起請文こそは神護寺の僧侶たちが今後永久に違失すべからざる掟であり、もしこれに背く者があれば、鎮守八幡大菩薩や金剛天の仏罰を蒙り、満山の僧侶たちが速やかに擯出せしむべきであって、後の世における道の陵遅を防ぐためにも、

右の如く記しておくものであると結ばれている嚴重な文書である。つまり、文覚にとって當時はもちろん、後世にいたるまで神護寺の伝統を護持するための規範として、一山の僧侶たちが拳々服膺すべき、いわば「神護寺憲法」ともいふべき四十五箇条の起請文であつたから、文覚が誠心誠意、心をこめて起草したであらうことはいふまでもあるまい。その事實は、次に見るような四十五箇条の強く張りつめた文体そのものが何よりも証明していると思うが、いまここで、その要旨を抄出しながら文覚の語るところを聴けば、およそ次のとおりである。まず第一に、

夫^レ神護寺者^ハ。八幡大菩薩之御願。弘法大師之旧跡也。密教始^{メテ}興^シ隆^シ此^ノ砌^ニ。真言遍^ク繁^ス昌^ス此^ノ寺^ニ。と述べて、神護寺は八幡大菩薩の御願によつて創建され、弘法大師の修業し給うた聖跡であり、従つて密教が始めてここで興隆し、真言の教えが遍く此の寺で繁昌したのだと、神護寺の創始やその歴史を要約することから説きはじめている。ところが末代に到つて仏法も衰え人間も墮落し、寺の堂屋も破滅してしまつたので、自分は聖跡の毀廢を悲しみ仏法の陵遲を嘆いて、神護寺再興の大願をおこした。そこで仮りに三間四面の草堂を建て、本仏の薬師三尊を安置、弘法大師の御影を奉安し、護摩堂を造り不動尊を据え奉り、庵室を構えてまず少々の僧徒が居住し、神護寺再興の大願を三宝に祈請して以来、六箇年を経過したのであると仁安三年（一一六八）以来の経過を述べ、さて「爰^ニ文覚^{ツラツラ}情案^{ズルニ}事情^ヲ」と大願の思想的根拠を説きおこしているのであるが、その根拠は何よりもまず、

仏法者依^{ハリ}王法^ニ弘^{マリ}。王法者依^{ハリ}仏法^ニ保^{グル}。自^リ往古^{ルマデ}至^ニ于今^ニ。離^{レテ}王法之力^ヲ外^ニ。無^シ有^{ルコト}仏法

流布之義^一

と、仏法は王法によって弘められ、王法はまた仏法によって保持される。昔から今まで王法の力を離れたところに仏法の流布することはありえないと断じ、さらに、

就^ク中^ン当^ト寺^ハ者^ハ。是^ハ自^レ本^ニ以^テ爲^リ鎮^ニ護^ル国家^ノ之道^ノ場^ニ。故^ニ昔^ニ所^レ有^ル之^ノ堂^ノ舍^ハ仏^ノ像^ノ者^ハ。是^レ

先^ニ帝^ノ之^ノ御^ノ願^ニ也^ニ。古^ヘ所^レ領^ル之^ノ封^ノ戸^ノ庄^ノ園^ノ者^ハ。是^レ国^ノ主^ノ之^ノ寄^シ進^ス也^ニ。然^レ則^チ今^ニ更^ニ以^テ私^ノ力^ニ不^レ能^ハ興^ス隆^ス。

須^{ベキ}以^テ事^ヲ由^テ令^ム奏^セ達^ス於^ニ吾^ガ君^ニ也^ニ。

と記している。これを要約すれば、とりわけわが神護寺は、もともと鎮護国家の道場として創建されたのであるから、堂舎も仏像もすべて勅願によるもの、したがってまた神護寺の所領も庄園も国主の寄進によっている。今さら私力でもって復興できるものではない。それ故に寄進の儀は吾が君にこそ申し上ぐべきものであると説いているのである。

四 文覚の行動とその思想的根拠

ここには仏法と王法とが共存共栄するものであること、つまり仏法・王法の相依思想がまず確認されており、そこから当然のこととして、神護寺の復興が私力に依らず国主の力に依るべきであることが論理的・必然的に帰結されているのである。この根拠のもとに、弘法大師の聖跡として文覚がとりわけ尊崇している神護寺を、「国主」たる後白河法皇の寄進に依って再興しようとする。

る思想的根拠も不動のものとなり、その基礎の上に立って、承安三年（一一七三）の夏、文覚は直接、当時後白河院の御所であつた法住寺殿に参向して勸進帳を読み上げ、院の寄進を強硬に申請することの至当性を主張しているのである。ここに説かれている勸進の論理は全く明晰で自信に満ちており、だからこそ文覚は院に寄進を拒絶されても、再三にわたって退去を迫られても一歩も退くことなく、

雖^モ然^{リト}自^レ不^レ蒙^ニ御裁許^ヲ之^ハ外^ハ。縱使^ヒ雖^モ尽^{スト}一^ヲ生^ル不^レ可^ニ退出^ス之^ハ由^ニ。猶所^{ムル}令^シ申上^セ一^ニ也^ニ。

院の御寄進がなければ一生でも強引に居据わつて、ここから退出することはありえないと、さらに奏上を続けているのである。何故かというに、

今所^ハ訴^ヘ申^ス。興隆^ニ仏法^ノ之大願^ニ。是非^ズ自身^ノ之^ニ希望^ニ。又非^ズ為^メ名聞利養^ノ。近者^{クハ}助^ケ支^ヘ王法^ヲ。慰^メ万民^ノ之^ニ愁歎^ヲ。遠者^{クハ}利^ハ益^シ一切衆生^ヲ。令^{ムル}度^ニ生死^ノ之苦海^ヲ之^ハ故^ニ也^ニ。

この訴えは、すべて仏法を興隆せんとする大願に基づくもので、文覚自身のためにすることではなく、王法を助け万民を救済するためのものであるのだから、この場から退去することは断じてありえないのだと、文覚は法皇の權威にも畏れることなく直言しているのである。

その結果、「北面之衆」や「力者法師」らが寄り集って、文覚を「凌礫」して捕縛、檢非違使に預け入獄させるまでの文覚、とりわけ院の御前における乱闘事件については、『平家物語』巻第五の「四 文学院御所事合事」の段が、むしろ精彩をもって描いていることは周知のとおりであるが、つづいて文覚は、法皇から今後御所に参入しなければ許してやるといわれたのに対して、

「今所_ニ訴_ヘ申_ス者。是無上菩提之大願」である。それゆえ、

種々_モ雖_ル蒙_ル難_キ堪_ヘ之御勘當。更_ニ以_テ無_ニ一念之退心。縱_ヒ雖_モ尽_ク身命。不_レ可_レ退_ニ菩薩之行。更_ニ以_テ非_レ背_ニ王法_ニ之也。

自分の行動は菩薩の大願によるのであるから、どんなに厳しく凌辱されても止めることはできない。たとえそのために生命を滅ぼすことがあっても、この大願による行を止めるわけにはゆかない。もともと自分のこの行はけっして王法に背いてはいないのだ。だから法住寺殿に参上しなければ許すといわれたとしても、

然_レバ則_チ若_シ被_ル免除_セ之時者。猶令_メ参上_セ可_レ訴_ヘ申大願_ヲ之由也。雖_モ及_フ死罪配流。於_ニ此願_ニ者。世々生々不_レ可_レ退_ニ転_ス云々。

と、この大願のためには、罪を許されたらまたもや参上して訴える。そのために死罪になろうと配流されようと、生れかわり死にかわり何回でも参上し、退くことはありえないと断乎として宣言してはばからないのである。

ここに展開されている文覚の強烈な主張は、『平家物語』の前掲の一段が具象的に造型している文覚像と比較してみても、引けを取ることもない簡潔かつ剛勁な表現となっており、その緊張した文体には、文覚の不退転の決意をささえる強靱な思想が張りつめていることを感得せざるをえないのである。しかしここで、「四十五箇条起請文」の内実と『平家物語』における文覚の表現とを比較してみると、まず物語においては、後白河院の退去命令をも物ともせず、勧進帳と刀とを